

第4回佐呂間町議会定例会 第2号

令和元年12月18日(水曜日)

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算(第3号)
- 3 議案第 2号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第 3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 5 議案第 4号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 発議第 2号 第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会設置に関する決議について
- 7 報告第 1号 総務福祉・産業文教常任委員会、議会運営委員会所管事務調査報告について
- 8 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○出席議員(10名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 山内一弘君 | 2番 高橋紀久君 |
| 3番 船木司君 | 4番 土田剛君 |
| 5番 小松正義君 | 6番 加賀屋修君 |
| 7番 佐藤昭男君 | 8番 但木早苗君 |
| 9番 三田真美君 | 10番 吉野正剛君 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 川根章夫君 |
| 副町長 | 斉藤裕美君 |
| 会計管理者 | 安藤雅之君 |
| 総務課長 | 深尾毅君 |
| 総務課長補佐 | 渡部りよ子君 |
| 企画財政課長 | 玉井伸一君 |
| 企画財政課長補佐 | 兼平茂雄君 |
| 町民課長 | 中村直樹君 |

保健福祉課長	武	田	温	友	君
保健福祉課参事	斎	藤		博	君
農務課長	安	藤	誠	司	君
経済課長	菊	地	秀	喜	君
経済課参事	林		洋	樹	君
建設課長	桑	島	孝	之	君
建設課参事	鶴	田	俊	洋	君
愛の園園長	片	岡	満	之	君
保育所長	大	谷	昭	文	君
教育長	仲	川	倫	則	君
管理課長兼 学校給食 センター所長	谷	口	義	春	君
社会教育課長兼 武道館・温水 プール館長	久	米	修	一	君
図書館長	志	賀	克	浩	君
農委事務局長	安	藤	誠	司	君
代表監査委員	川	又	則	之	君

○出席事務局職員

事務局長	鈴	木	英	樹	君
庶務係長	飯	田	篤	史	君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉野正剛君） ただいまから令和元年第4回佐呂間町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。
事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。
本日の欠席及び遅参届け出等の議員はございません。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
以上です。

○議長（吉野正剛君） 次に、12月3日実施をいたしました総務福祉常任委員会現地調査の報告があります。

3番。

○3番（船木 司君） 去る12月3日、所管事務調査終了後、現地調査をしましたので、ご報告いたします。

今回の現地調査は、令和元年の事業執行状況を主眼に、特別養護老人ホーム愛の園と西富公民館の現地調査を実施いたしました。

まず、特養愛の園については、平成4年の増改築時に外壁の改修を行いましたが、以降25年が経過しており、外壁にはひび割れ、剥離などが発生し、経年劣化が激しいことから、今回外壁改修を行いました。塗装を剥がし、全面的に塗りかえられた外壁は以前より明るい色となり、和やかな印象が感じられます。この愛の園は、昭和50年の建設であり、最近是全国的な介護職員不足が問題となっておりますが、ついの住みかとして入居者が安心して暮らせる、またその家族にとっても安心して預けることのできる特別養護老人ホームとして今後とも適切な維持管理を望むものであります。

次に、西富公民館については、昭和61年度、西富自治会により建設された公民館でありまして、台所、屋根、放送機器の改修とエアコンを新設する整備費に対し、町から80%の補助をしたものであります。佐呂間市街地においては、葬儀の利用に適した施設が少なく、西中央公民館とともに市街地の葬儀にも多く利用される公民館であり、今回の改修で施設の長寿命化と利便性の向上が図られ、自治会の集会施設、さらには地域住民の憩いの場としての活用が図られるものであります。

最後に、説明に同行していただきました西富自治会関係者及び担当職員にお礼を述べまして、以上、簡単ではありますが、総務福祉常任委員会の報告といたします。

○議長（吉野正剛君） 次に、12月4日実施されました産業文教常任委員会現地調査の報告があります。

4番。

○4番（土田 剛君） 去る12月4日、所管事務調査終了後、現地調査をしましたので、報告いたします。

今回の現地調査は、本年度の事業執行状況を主眼に、キムアネップ休憩所、浜佐呂間小学校、西富団地及び町道30号道路、武道館・温水プールの現地調査を実施いたしました。

まず、キムアネップ休憩所については、平成8年に建設され、これまでも改修工事で屋根の形状変更や外壁塗装は2回実施していましたが、潮風による木造部分の腐食が激しいことから、今回外壁、軒天の張りかえと屋根塗装を行ったもので、従来の劣化した板壁部分が真新しくなっており、キャンプ場利用者も気持ちよく施設を使えるのではと思いました。

次に、浜佐呂間小学校については、昭和53年に建設の校舎ですが、経年劣化による外壁の剥がれ、腐食などが見られたことから、長寿命化を図るための外壁改修とサッシの防水工事について確認させていただきました。また、今年度ICT教育環境整備事業として若佐小学校とともにパソコンの購入事業が実施されており、浜佐呂間小学校では視聴覚室にパソコン7台及び教師用パソコン8台、タブレット3台が、あわせて校舎に無線LANも整備され、教師と児童の双方向による通信環境も可能となり、子供たちの興味、関心を引き出し、情報化社会に対応した効果的な授業に取り組んでいただきたいと思います。

次に、西富団地については、昭和56年度から平成7年度までに建設された公営住宅ですが、経年劣化が激しいことから、平成26年度からの年次計画により外壁、木製サッシ等の改修を実施し、本年度の改修工事が計画の最終年度であります。建設年度は違っても、この改修計画で16号棟までは一体感のある団地となりました。ただし、17号棟は建設年度が新しく、社会資本整備交付金の補助対象とならないため、外壁改修は行われていないようですが、予算の関係もあるとはいえ、団地の一体的な景観からも同様の改修がなされればと感じました。

また、町道佐呂間30号道路については、昨年度からの継続の道路改良工事であり、今年度は町道7線道路との交差点の手前から西富団地の3号棟付近までの延長113メートルの改良舗装工事が事業実施となり、道路や歩道のひび割れなども解消され、新しい舗装により通行しやすくなりましたが、残り2カ年の工事も計画どおり進めていただきたいと思います。

次に、武道館・温水プールについては、平成6年に建築されましたが、2階のトレーニングルームに設置されているトレーニング機器は、今までは部品交換のみで対応していましたが、昨年からの年次計画により機器更新を実施しております。今年は、計画の2年目となりますが、1台の機器でもさまざまな部位のトレーニングができるものなど、主に筋力トレーニング機器更新は完了し、残る有酸素系の機器8台の更新となりますが、町民の健康を維持するためにも計画どおり進めていただくとともに、適切な維持管理を望みます。

最後に、説明に同行していただきました担当職員にはお礼を述べまして、以上、簡単であります。産業文教常任委員会の報告といたします。

○議長（吉野正剛君） 次に、12月5日、第3回遠軽地区広域組合議会定例会が開会されました。その報告があります。

9番。

○9番（三田真美君） 第3回遠軽地区広域組合議会定例会が12月5日に開催され、私が出席しておりますので、ご報告をいたします。

まず、本年11月8日に会計検査院より平成30年度決算報告が公表され、同組合が平成25年度から29年度までに整備したごみ焼却施設建設事業のうち、用地造成工事、給水管布設工事10工事、搬入道路舗装新設工事及びポンプ場建設工事等2工事、計14工事において交付金取扱要領に定めている諸経費率と異なる率等を用いたこと、用地造成工事において交付対象外の調整池の費用が含まれていたことにより交付金算定が過大となったものであります。当組合が算定した交付対象事業費は4億5,569万2,000円で、会計検査院が算定した3億8,886万8,000円に比べ6,682万4,000円過大となっており、これに対する交付金相当額2,227万4,000円が過大交付とされ、今後速やかに返却事務を進めるとともに、これからの廃棄物処理施設建設事業はこのようにならないよう努めていくとの報告がありました。

次に、消防職員の不祥事についてですが、この件については11月12日に各報道機関と組合ホームページで公表を行っております。事件の内容ですが、本年10月8日午前8時ごろ、湧別町内の出張所に勤務する20代男性の消防士長が勤務中に事務所の耐火金庫から団長交際費8万円、郵券費1,000円、合計8万1,000円を窃取し、自己所有の車の車検費用として私的使用したものであります。窃取された公金は、10月9日に全額が返還されておりますが、当該職員の処分は遠軽地区広域組合懲戒処分審査委員会を開き、この審査結果を踏まえ、11月12日付で懲戒免職の処分を行ったところであります。さらに、管理監督者の処分は、出張所長に対しては戒告、消防長に対しては管理者からの口頭注意、消防署長に対しては消防長から文書注意の処分を行っております。刑事告発については、当該職員が窃取した公金全額を翌日に返還しており、懲戒免職という最も厳しい処分を下したことから刑事告発は行っておりません。今後は、公金管理の徹底と再発防止、また職員の綱紀粛正と服務規程の確保に努め、失われた消防行政への信頼回復のため、全職員が一丸となって誠心誠意全力で職務に取り組んでいくとの報告とおわびがありました。

次に、本年5月の組合議会臨時会において報告した消防車両の過積載の件ですが、北見運輸支局との協議の中で、過積載ではなく車両総重量オーバーであるとの指摘を受け、消防署、出張所、消防団の全車両71台について再調査を行った結果、52台が車両総重量オーバーであることが判明いたしました。52台中14台については、許容範囲の100キロ以内であったことから手荷物扱いとなり、現状のまま運行可能、残り38台は北見運輸支局で車両の実測をし、そのうち32台は車検証に記載されている車両総重量の引き上げで対応可能となりました。タンク車や大型水槽車など水を積載している車両6台は、総重量の引き上げではできないことから積載水を減らして対応しますが、その場合最大積載量の変更が必要

となり、再車検のための補正予算を組むとのことであります。

次に、今年度各種事業の執行状況ですが、ごみ焼却については11月末の処理量が7,625トンで、2カ年にわたった旧焼却施設の解体工事は本年10月31日に完了したとのことです。

衛生センターについては、施設の故障もなく、安定にし尿処理が行われており、ことしの処理量は11月末でし尿5,571キロリットル、汚泥2,631キロリットルで、去年と比較して尿が若干減少、汚泥は若干の増加です。資源リサイクル事業は、10月末の処理量が前年比16トン減の429トンの処理とのことです。

11月末現在の火災件数は28件で、建物火災13件、車両火災5件、林野火災1件、その他の火災9件です。罹災人員は9名で、死者2名、負傷者は5名となっております。寒さが増し、暖房器具の使用が多くなることから、火災予防に努めるとのことです。

救急出場は、11月末現在1,516件、搬送人数は1,427人で、前年同期より10件、15人増となっております。また、ドクターヘリの要請が16件あり、キャンセル等により実際の搬送は6件とのことです。

次に、今議会に提案されました議案の概要ですが、まず承認第1号から承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、当組合が加入する北海道市町村職員退職手当組合理約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約、北海道市町村総合事務組合理約の変更について構成団体の脱退により専決処分したものです。次に、議案第1号 オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約については、公平委員会事務局職員の定数増のための規約変更であります。次に、議案第2号 遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関する条例を制定するものです。次に、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法改正に伴い、関係条例の整理を行うための条例を制定するものであります。次に、議案第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うための条例を制定するものであります。次に、議案第5号 遠軽地区広域組合消防手数料条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所定の規定を整理するための条例改正です。次に、議案第6号 遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例の一部改正について、議案第7号 遠軽地区広域組合行政財産使用料徴収条例の一部改正については、社会情勢の実情に即した使用料等の見直しに伴う条例改正です。次に、議案第8号 遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正については、人事院勧告に基づく国家公務員給料の改定に伴い、職員の給料等を改正するための条例改正です。次に、議案第9号 令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算(第1号)は、歳入に各町の広域組合負担金、繰越金を追加し、

歳出については交付金の返還金の追加、会計年度任用職員制度導入に伴う財務会計システムの改良委託料の追加、職員給料改定に伴う給料等の追加、消防車両の構造変更に伴う手数料等を追加するものであります。次に、認定第1号 平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入決算総額20億2,512万1,084円、歳出決算総額19億7,081万2,010円、差し引き5,430万9,074円をもって決算を終了し、監査委員の意見を付して議会に認定を求めるものです。

以上、提案されました承認3件、議案9件、認定1件の計13件の議案を原案どおり決定し、同日閉会いたしました。

詳しい内容につきましては、議会図書室に書類を置いてありますので、各自お目通しください。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、船木議員、4番、土田議員を指名します。

◎日程第2 議案第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第2、議案第1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） それでは、議案第1号をご説明いたします。

議案第1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第3号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の8ページからご説明をいたします。歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額10万2,000円、議会議員に要する経費10万2,000円、議員期末手当です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,797万8,000円、給与費1,694万8,000円、給料、一般職1,037万1,000円、職員手当等、特別職10万9,000円、一般職646万8,000円、この給与費の増額につきましては、4月の人事異動と本年度の人事院勧告に基づく職員の給与改定による給料及び職員手当等の増額であります。庁舎維持管理に要する経費7万3,000円、庁舎除雪委託料です。その他一般行政に要する経費95万7,000円、普通旅費35万2,000円、町長の公務

を初めとする一般管理費からの出張旅費が年度末までに不足となる見込みから増額するものであります。備品購入費60万5,000円、これにつきましては垂れ幕用の印刷に使用しておりますA0サイズ対応の印刷プリンターの購入に係る計上であります。現在の機器は購入から11年が経過し、メーカー部品の供給終了により故障への対応がなされず、事務に支障が生じている状況であることから、急遽更新を行うものであります。

5目財産管理費、補正額279万円、町有財産に要する経費1万4,000円、土地貸付料還付金です。職員住宅に要する経費277万6,000円、修繕料でありまして、職員住宅4棟6戸の修繕に係る増額であります。職員住宅のほとんどは35年以上が経過し、老朽化が進み、入居者からの修繕要望が増加しているところであります。空き家のときでなければ大きな改修はできないため、本年度途中で空き家となりました職員住宅2戸と退去が予定されております住宅、合わせて3戸において来春の入居前までに床、内窓等を中心とした改修を行うものであります。また、このほかに入居住宅3戸において修繕費の不足から対応できていなかった寒さ対策等の改修をこの厳寒期前に行うものでありまして、この修繕費についてあわせて計上するものであります。本件については、予算関係資料1で資料を提出しております。

6目基金管理費、補正額120万円、基金積立金120万円、福祉事業基金積立金100万円、ふるさとまちづくり振興基金積立金20万円、この2件の積立金については、町民の方からの寄附採納によるものでありまして、寄附者の意向に基づきそれぞれの基金に積み立てるものです。

8目地方振興費、補正額148万円、ふるさと納税に要する経費148万円、公金クレジット決済手数料263万8,000円、ふるさと納税業務代行委託料115万8,000円の減、この2件の計上につきましては、ふるさと納税に係る寄附受け付けのポータルサイト業者と業務代行業者へのクレジット決済手数料及び返礼品の配送代行に係る委託料の精査であります。現在本町のふるさと納税の寄附受け付けは、ふるさとチョイスと楽天ふるさと納税が主力となっており、この2つのサイトで寄附の9割以上を占めている状況ですが、このふるさと納税の役務費と委託料に係る経費率については、ポータル業者により契約が全く違っておりまして、当初予算では委託料率が高いふるさとチョイスからの寄附を全体の7割として積算しておりましたが、最近は手数料率が高く、委託料率の低い楽天ふるさと納税での寄附がふるさとチョイスを上回っていることから、今後の見込みを含め、ふるさとチョイスと楽天ふるさと納税の寄附割合を見直し、再計算の上、役務費を増額し、委託料を減額するものであります。本件については、予算関係資料2で資料を提出しております。

13目自治振興費、補正額48万2,000円、自治会に要する経費12万3,000円、街灯設置工事です。次のページです。コミセン運営に要する経費35万9,000円、修繕料でありまして、浜佐呂間活性化センターのA重油用地下タンク液面計の故障による修繕費の計上です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額20万円、各社会福祉団体等

助成に要する経費 20 万円、民生委員協議会運営費補助金です。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額ゼロ円、へき地保育所の運営に要する経費ゼロ円、子どものための教育・保育給付費補助金返還金 57 万 9,000 円の減、国庫負担金等返還金 57 万 9,000 円、これにつきましては 9 月の第 3 回定例会において補正予算の議決をいただいたものでありますが、計上節の誤りにより 23 節において組みかえをさせていただくものであります。

2 目児童福祉施設費、補正額 5 万 8,000 円、児童館に要する経費 5 万 8,000 円、消耗品費です。

4 目母子福祉費、補正額 21 万 7,000 円、次のページです。ひとり親家庭等医療費助成事業に要する経費 21 万 7,000 円、審査支払手数料 9,000 円、請求事務手数料 5,000 円、医療扶助費 20 万 3,000 円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額 2 万 5,000 円、遠軽地区訪問看護ステーションに要する経費 3,000 円、遠軽地域訪問看護ステーション負担金です。地域医療対策に要する経費 2 万 2,000 円、病院群輪番制病院運営事業負担金です。

2 目母子保健費、補正額 56 万 8,000 円、乳幼児等医療費助成事業に要する経費 56 万 8,000 円、医療扶助費 49 万 1,000 円、本年度の乳幼児医療費がふえる見込みから扶助費を増額するものです。国庫負担金等返還金 7 万 7,000 円。

2 項環境衛生費、1 目環境衛生費、補正額 436 万 3,000 円、一般廃棄物処理に要する経費 436 万 3,000 円、遠軽地区広域組合負担金でありまして、さきの町長の行政報告、また本日の三田議員からの報告がありまして、遠軽地区広域組合が事業主体となり、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 カ年間で実施しましたえんがるクリーンセンター建設事業において環境省から交付を受けた循環型社会形成推進交付金が昨年度の会計検査院の会計検査において算定方法の誤りによる過大交付が指摘され、交付金に返還が生じたことから、この返還額に対し構成 3 町の負担割により本町負担分を計上するものであります。本件については、予算関係資料 3 で資料を提出しております。

2 目墓地火葬場管理費、補正額 21 万 4,000 円、墓地・火葬場管理に要する経費 21 万 4,000 円、斎場管理業務委託料です。

6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、補正額 107 万 2,000 円、観光客の誘致宣伝等に要する経費 59 万 2,000 円、佐呂間町観光物産協会運営費補助金でありまして、本年 10 月 6 日に開催されました観光物産協会主催によるサロマ大収穫祭において前日までの降雨により会場が泥地となった中での開催となりましたことから、当日の会場内への一般車両や関係車両の乗り入れによって使用させていただいているコース内用地を荒らしてしまい、トーヨータイヤの走行テストに影響を及ぼしてしまったことから、観光物産協会において緊急に用地の復旧整備を行ったものでありますが、費用が高額となったことから協会からの助成要望に応じ、復旧費用の全額を補助金として交付するものであります。観光施設の管理運営に要する経費 48 万円、修繕料でありまして、本年度物産館みなのりを初め観光

施設において修繕料がかさんでおり、これから冬期間に入り突発的な施設補修や設備の故障等が予想されることから、修繕費を増額するものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額27万5,000円、次のページです。給与費27万5,000円、給料、嘱託です。

3項中学校費、2目教育振興費、補正額28万8,000円、語学指導助手に要する経費28万8,000円、筆耕人夫賃3万5,000円、費用弁償25万3,000円。

4項社会教育費、2目町民センター運営費、補正額10万円、町民センターの管理に要する経費10万円、修繕料です。

5項保健体育費、4目武道館・温水プール費、補正額ゼロ円、財源変更です。

11款諸支出金、1項特別会計繰出金、2目佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金、補正額1,324万2,000円の減、佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金です。

戻りまして、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1,000万円、普通交付税です。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額173万1,000円、土地・建物売払収入でありまして、西富勤労者住宅用地1件の売り払いによる計上でありませ

す。
4目株式売払収入、補正額276万円、株式売払収入でありまして、道内7空港における空港運営事業及びビル施設等事業の一括運営委託、いわゆる空港民営化であります。これに伴いましてこれまで女満別空港の空港ビル事業を運営しておりました女満別空港ビル株式会社の本町所有分の株式20株、額面100万円であります。これを新たな委託先となる北海道エアポート株式会社に譲渡する代金276万円を計上するものであります。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、補正額20万円、ふるさとまちづくり振興事業寄附金でありまして、町内永代町の土本弘子さんから夫、健一さんのご逝去に際し寄附いただいたものであります。

2目民生費寄附金、補正額100万円、社会福祉事業寄附金でありまして、町内富丘の川又カツ子さんから夫、利夫さんのご逝去に際し寄附をいただいたものでありまして、この2件の寄附金につきましては、いずれも寄附者の意向に基づき、それぞれ該当する基金に積み立てるものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額89万円、前年度繰越金です。

20款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正額158万9,000円、次のページです。スポーツ振興くじ助成金でありまして、本年度実施いたしました武道館・温水プールのトレーニングルーム機器の更新に当たり、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の申請を行い、交付決定となっておりますが、このたび助成額が確定しましたことにより計上するものであります。

歳出の後ろにあります給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳出、款ごとの区分、議会費、総務費、民生費、衛生費、商工費、教育費、諸支出金の順に質疑を行います。

最初に、議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、諸支出金の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入一括して質疑を行います。地方交付税から諸収入までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（吉野正剛君） 日程第3、議案第2号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明いたします。なお、今回の補正につきましては、本年4月から11月までの実績に基づき来年3月までに要する経費の推計を行った結果、医療費の増加により予算不足が生じる見込みであることから増額補正を行うものです。なお、保険給付費については、全額道補助金にて補填されます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5万円、共同電算化に要する経費5万円、国保事務共同電算処理業務委託料です。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額5,023万5,000円、療養諸費に要する経費5,023万5,000円、一般被保険者療養給付費負担金です。

2目高額療養費、補正額1,843万6,000円、高額療養費に要する経費1,843万6,000円、一般被保険者高額療養費負担金です。

戻っていただき、歳入の4ページをご説明いたします。歳入、2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額6,867万1,000円、保険給付費等交付金（普通交付金）です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,324万2,000円の減、その他一般会計繰入金です。

5款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額1,329万2,000円、その他繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(吉野正剛君) 日程第4、議案第3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(斎藤 博君) 議案第3号をご説明いたします。

議案第3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

(朗読部分記載省略)

次のページからの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明いたします。歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目居宅介護福祉用具購入費、補正額30万円、居宅介護福祉用具購入に要する経費30万円、居宅介護福祉用具購入費です。今回の補正につきましては、在宅で介護サービスを受ける方で福祉用具を購入する方が当初見込みよりふえているために増額するものです。

戻っていただきまして、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額30万円、前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、議案第4号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

愛の園園長。

○愛の園園長（片岡満之君） 議案第4号を説明いたします。

議案第4号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の6ページから説明をいたします。歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目特別養護老人ホーム費、補正額135万7,000円、給与費135万7,000円、給料、一般職19万7,000円、職員手当等、一般職99万3,000円、共済費、共済組合負担金等、一般職16万7,000円、これは人事院勧告に基づく職員の給与改定等に伴うものです。特別養護老人ホーム運営に要する経費、賃金、代替人夫賃等1万5,000円の減、賃金雇用者通勤手当分1万5,000円でありまして、これは賃金雇用者の通勤手当が不足したことによりまして代替人夫賃を減額、通勤手当分を増額補正するものでございます。

戻っていただき、歳入の4ページから説明いたします。歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額135万7,000円、前年度繰越金です。

なお、歳出の次に添付しております給与費明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第1

号) は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第2号

○議長(吉野正剛君) 日程第6、発議第2号 第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(鈴木英樹君) 第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会設置に関する決議について。

(朗読部分記載省略)

○議長(吉野正剛君) 提案者より説明を求めます。

9番。

○9番(三田真美君) 提案理由をご説明いたします。

内容につきましては、ただいま事務局長が朗読したとおり、特別委員会の設置に関する決議であります。

この第5期総合計画の策定については、昨年より町長から委託を受けた27名の策定審議会委員により計画の検討が進められているわけではありますが、議会といたしましても令和3年度からの10年間における佐呂間町のまちづくりのために非常に重要な計画でありますので、審議会の進捗状況、計画の詳細等を理事者から報告を受けながら、最終的には基本構想の議決に至るまでの間、慎重審議を期して採決に臨むべく第5期総合計画にかかわる審査特別委員会の設置を提案するものであります。

以上のような観点から、趣旨にご賛同いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから発議第2号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定し、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会設置に関する決議については可決され、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま設置されました第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によってお手元にお配りをいたしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会の委員は、お手元にお配りをいたしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

○議長(吉野正剛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(吉野正剛君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に第5期佐呂間町総合計画審査特別委員会が開催され、委員長に三田議員、副委員長に船木議員が選任されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第7 報告第1号

○議長(吉野正剛君) 日程第7、報告第1号 総務福祉・産業文教常任委員会、議会運営委員会所管事務調査報告の件を議題とします。

朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(鈴木英樹君) 報告第1号 総務福祉・産業文教常任委員会、議会運営委員会所管事務調査報告書。

(朗読部分記載省略)

○議長(吉野正剛君) 各委員長による調査の報告を求めます。

まず、総務福祉常任委員会所管分として、3番。

○3番(船木 司君) それでは、私のほうから道内行政調査の調査期間、調査地などについては、事務局長朗読のとおりであり、3委員会合同による所管事務調査を実施しましたが、調査内容につきましては別紙のとおりでありますので、後ほどご照覧願います。

総務福祉常任委員会の所管としましては、視察調査1日目、猿払村のキッズ・サポートと3日目、秩父別町のキッズスクエアちっくるについて調査を行いましたので、私のほうから簡単に所見を加え、報告いたします。

キッズ・サポートについては、稚内地区の消防事務組合の猿払支署が中学生以下の子供の急病の場合に車が不在、母などが運転に不安があるなどの場合に、病気の子供及び保護者を村内の国保病院まで送迎するという事業を本年度から開始したものであります。他の地域の広域消防と違い、猿払支署の生活安全対策係ではもともと住民に直接かかわる事業として生活相談や住宅の落雪除雪などに取り組んでいたからこそ、キッズ・サポートも実施できたものと思われます。過疎地域における交通手段の確保は、どこのまちでも苦慮している現状であります。佐呂間町においてもふれあいバスを核として住民目線に立った交通インフラの整備を望むものであります。

次に、秩父別町のキッズスクエアちっくるですが、町の公園内に平成29年にオープンした屋内施設で、大型ネット遊具、ウォールクライミング、チューブスライダーなどの遊具を配置し、屋外には平成30年度に完成した巨大なジャングルジムのキュービックコネクションがあり、昨年度の利用者は10万人以上と多くの利用者が来ているとのこと。子供の遊び場としての施設を整備したわけですが、その他の移住、定住、子育て支援策とも相まって結果的に人口増にもつながっていることは、過疎地域におけるまちづくりについて何かしら参考になるものではないかと感じられるものであります。

以上、簡単ではありますが、総務福祉常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（吉野正剛君） 続いて、産業文教常任委員会分所管として、4番。

○4番（土田 剛君） 産業文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

産業文教常任委員会としましては、視察調査の2日目に沼田町の商業コミュニティー施設まちなかほっとタウンについて調査を行いましたので、所感を含め報告をいたします。

沼田町においては、地域再生計画として平成26年度より農村型コンパクトエコタウン構想をスタートし、この計画の柱として町内唯一のスーパーであったAコープの閉店に伴い、平成29年にオープンした2階建ての複合商業施設であります。1階にはスーパー、農協の金融、美容室など、2階は農協の事務所が入っておりましたが、以前に比べスーパーがあることにより品ぞろえも充実し、消費の町外流出が抑えられたり、エコタウン構想による市街地域の整備によって最近では転出者の数も抑えられているとのこと。本町においても新たな総合計画を策定中ではありますが、消費の町外流出や人口減少を少しでも抑えられるような施設整備ができればと感じました。

以上、簡単であります。産業文教常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（吉野正剛君） 続いて、議会運営委員会所管分として、8番。

○8番（但木早苗君） それでは、議会運営委員会所管事務調査の報告を私のほうからいたしたいと思っております。

議会運営委員会としましては、視察調査4日目に浦幌町議会にて議会活性化、議員のなり手不足の対応について調査を行ってまいりました。所感を含め報告いたします。

浦幌町議会では、平成23年の改選後から第1次活性化の取り組みを開始し、55項目もの活性化に係る検討項目を審議し、それをもとに平成25年に議会基本条例を制定、条文化

された主な取り組みはナイター議会、日曜議会、議会報告会等の開催、理事者への反問権の付与、議会モニターの設置等であります。第2次活性化は、平成27年の改選後からですが、この選挙で定数割れを起こしたことから、議員のなり手不足対策も活性化の大きな取り組みとして行い、アンケート調査やおじやまDE議会など各種会議による町民との対話、議員報酬の引き上げなどを実施し、ことしの統一地方選挙では定数を3名を上回る立候補者があったとのことであります。本町議会においても議会活性化等特別委員会を設置し、これまでも審議を重ねてまいりましたが、大きな前進には至っておりません。しかしながら、2年後には改選期を迎えることであり、議会基本条例制定のための道筋づくりや新たな議員のなり手のためにもさらなる議会活性化の取り組みが必要であるとの議員共通の認識のもと進んでいかなければならないと感じた視察でありました。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の所管事務調査の報告といたします。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 各委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

したがって、本件は報告済みといたします。

◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（吉野正剛君） 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務調査のため、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りをいたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに対しご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正剛君） 会議を閉じます。

令和元年第4回佐呂間町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員